

介護サービス関係 Q&A (平成24年4月 報酬改定・基準等改正 岐阜県版)

H24.3.12 現在

No.	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	備考
001-4-001	001 共通	4 報酬算定	介護職員処遇改善加算	利用者に1割負担を求めるものか。当該加算は区分支給限度基準額算定対象外とあるが、これは利用者の負担がないという意味なのか。	利用者の負担分は、介護報酬総額の1割について利用者に負担を求めるものです。したがって、介護報酬総額は総単位数+介護職員処遇改善加算であることから1割負担分に含まれることになります。	
001-4-002	001 共通	4 報酬算定	介護職員処遇改善加算	当該加算は、入浴加算と同様、1割は利用者の負担という解釈でよいのか。	お見込みのとおり	
001-4-003	001 共通	4 報酬算定	介護職員処遇改善加算	当該加算の対象には、非常勤ヘルパー(登録型ヘルパー)に支払う一時金は含まれるのか。	介護職員として介護に従事している者が対象であり、常勤非常勤の勤務形態は問いません。	
001-4-004	001 共通	4 報酬算定	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善交付金の平成24年度の申請を行い承認をうけた。今後の継続のことから申請を変更し1年分で計画を立て直したいが可能か。	交付金と当該加算については、別に計画する必要があります。	
001-4-005	001 共通	4 報酬算定	介護職員処遇改善加算	平成24年度の介護職員処遇改善加算は要件適合をみなしとして介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類の提出の届出が必要となっておりますが、そのほかにキャリアパス要件等の届出書も同時に提出するのでしょうか。短期入所療養介護はどちらに提出するのでしょうか。	キャリアパス要件に関しても提出の必要があります。集団指導資料の記載誤りです。短期入所療養介護については、岐阜市所在事業所を除き県への届出となります。	
001-4-006	001 共通	5 その他	情報の公表制度について	全事業者に対し公表の報告を行うと聞きましたが、新規事業所のみですか？現に営業を行い、既に公表を行っている事業者も報告するのですか？	平成24年度介護サービス情報の公表制度の実施に係る対象事業者は主に次のとおりです。 ・平成23年1月1日～平成23年12月31日において支払いを受けた介護報酬額が100万円を超える事業者 ・平成24年度、新規に介護サービスを開始する事業者 報告の方法、時期などの詳細は、平成24年度に入りましたら、対象となる事業者あてに個別でご連絡いたします。	
101-1-001	101 訪問介護	1 人員基準	サービス提供責任者	訪問介護と介護予防訪問介護の利用者を合わせて40人で、1人のサービス提供責任者と理解して良いか。	お見込みのとおりです。(介護予防訪問介護と訪問介護の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合については、他の人員基準と同様に、要支援者と要介護者を合算した上で、サービス提供責任者を配置数を考えます)	
101-1-002	101 訪問介護	1 人員基準	サービス提供責任者	サービス提供責任者の経過措置について、介護福祉士資格取得見込みの者の知事への届け出の様式等はありませんか。	サービス提供責任者の受験・受講時期の見込みを記載した書面(リスト)を、任意の様式で作成願います。	
101-4-001	101 訪問介護	4 報酬算定	生活援助	訪問介護費の生活援助中心である場合の単位数算定について、生活援助を90分行った場合については、所要時間20分以上45分未満の場合(190単位)×2での請求は可能か？	生活援助90分については、「45分以上:235単位」の算定となります。(3月12日回答) ↓ 1回の生活援助が90分の場合については、「45分以上:235単位」の算定となります。質問のケースについて、「20分以上45分未満」の生活援助を1日に2回行った(複数回訪問した)ということであれば、190単位×2での算定となります。(3月13日回答)	回答の内容を追加しました
101-4-002	101 訪問介護	4 報酬算定	生活援助	生活援助の時間区分の見直しについて、190単位の場合20分 235単位の場合45分の算定でよいのでしょうか。	20分以上45分未満で190単位、45分以上で235単位の算定となります。	
101-4-003	101 訪問介護	4 報酬算定	身体介護	身体介護と生活援助が混在する場合の時間区分の見直しについて、身体+20分で70単位以降25分+ごとに70単位をたすの算定でよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。(加算の上限は210単位) 1回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在する場合、生活援助加算については下記のとおりです ・20分以上45分未満は70単位 ・45分以上70分未満は140単位 ・70分以上は210単位	
101-5-001	101 訪問介護	5 その他	訪問時間(介護予防訪問介護)	介護予防訪問介護について、1回訪問時間のおよその目安を、教えてください。	介護予防訪問介護の利用回数や1回当たりのサービス提供時間については、介護予防サービス計画において設定された目標等を勘案し、必要な程度の量を介護予防訪問介護事業者が作成する介護予防訪問介護計画に位置付けられます。実際の利用回数やサービス提供時間については、利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものであり、当初の介護予防訪問介護計画などに必ずしも拘束されるものではなく、また、過小サービスになっていないか等サービス内容の適切性については、介護予防支援事業者が点検することとされています。【平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)】	

介護サービス関係 Q&A（平成24年4月 報酬改定・基準等改正 岐阜県版）

H24.3.12 現在

No.	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	備考
104-1-001	104 訪問リハビリ	1 人員基準	サテライト事業所	今回の改定で、サテライト型訪問リハビリテーション事業所の設置に伴う、必要な規定を整備するとあるが、具体的な規定を教えてください。	第88回社会保障審議会介護給付費分科会資料の資料8に記載された項目と思われますが、介護保険法施行規則に規定予定となっています。 平成24年2月3日～3月3日まで、「訪問リハビリテーション事業の指定を受けようとする者が指定の申請の際に提出する書類にサテライト型訪問リハビリテーション事業所に関する事項を追加する(介護予防訪問リハビリテーションにおいても同様)」とパブリックコメントを実施したところですので、後日、介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布により示されます。	
106-1-001	106 通所介護	1 人員基準	生活相談員	生活相談員については、「提供時間を通じて」が「提供時間に応じて」になったことなどから、例えば、サービス提供時間が6時間の通所介護事業所に午前中3時間勤務する非常勤の生活相談員を同時に2名配置することで基準を満たすと解釈してもよろしいのでしょうか。	3時間勤務する生活相談員を2名配置した場合、勤務延時間数は6時間になります。所要時間6時間のサービス提供を行っている場合は、人員配置基準を満たしていると考えられます。	
106-1-002	106 通所介護	1 人員基準	生活相談員	生活相談員について、事業所の提供時間数に応じて専ら提供にあたる職員1以上とあるが、例えば面接等で施設外へ外出する場合は専ら提供に当たる職員となるのか。	個々の状況に応じて判断される事案だと思われますが、本来の生活相談員の業務から外れていると考えられます。この場合、別の生活相談員を必要分配置するなどの対応が必要かと思われます。	
106-1-003	106 通所介護	1 人員基準	介護職員	介護職員の配置基準について、提供時間帯における計算式が示されているが、この記録は記録として残さなければならぬのか。	貴事業所における勤務表などで、職員が適切に配置されていることがわかるようにしてください。	
106-1-004	106 通所介護	1 人員基準	延長サービス	時間延長の場合の人員の配置はどうなるのか。提供時間以外であるため、1名の職員でよいのか。	延長サービスにおいては、実際に延長サービスを行うことが可能である体制が必要です。貴事業所の実情に応じて、適当数の従業員を配置してください。	
106-4-001	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅱにおいて、常勤配置は算定要件にないですが、専ら機能訓練指導員として従事する非常勤または常勤兼務の機能訓練指導員を配置し、その機能訓練指導員が機能訓練を実施していれば、算定可能と解釈してよいですか。	個別機能訓練加算Ⅱの機能訓練指導員の配置要件としては、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行う」ことが必要です。(非常勤職員可)	
106-4-003	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算の算定において、同一事業所で2カ所でデイサービスを提供(一方はサテライト)している場合、両方の施設に交代勤務する職員は、常勤と解釈してもよろしいですか。なお、加算算定は一カ所のみを考えています。	サテライトの事業所は、主たる事業所と同一とみなすことが可能ですので、常勤職員の要件を満たすことは可能です。	
106-4-004	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	常勤の考え方について、一般的にいう正職員若しくは同様の勤務時間で働く者を常勤というのか、提供時間帯を通じて勤務する者を常勤と捉えるのでしょうか。	貴事業所における勤務時間が、貴法人で定める常勤の従業員が勤務すべき時間数に達している人を「常勤」と捉えてください。	
106-4-005	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅱについて、理学療法士等は非常勤でもよいとのことでしたが、時間についての算定条件はないのですか？	個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等の配置が必要です。また、実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な一回あたりの訓練時間を考慮し、適切に設定してください。また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、概ね週一回以上実施することを目安としてください。	
106-4-006	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅰの条件を満たしていなくても、個別機能訓練加算Ⅱの算定はできますか？	個別機能訓練加算Ⅱの各要件を満たしていれば、算定は可能です。	
106-4-007	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅰの算定要件の中で、専従の非常勤120分のあん摩マッサージ指圧師がいた場合、個別機能訓練加算の算定要件に該当しますか。	個別機能訓練加算Ⅰにおける、機能訓練指導員の配置要件としては、常勤の機能訓練指導員の配置が必要です。	
106-4-008	106 通所介護	4 報酬算定	基本報酬	通所介護基本報酬の所要時間には、利用者の送迎の時間は含まれますか？	利用者の送迎の時間は含まれません。	
106-4-009	106 通所介護	4 報酬算定	事業所規模	サービス提供時間区分の見直しにより、補正率はどのようになりますか？また、3月実績は、見込み数で換算できますか？	平成24年度の事業所規模の判定をする際の、平成23年度の1月当たりの平均利用延べ人員数の算出は、平成23年度の算出方法により計算してください。 なお、対象期間は、平成23年4月～平成24年2月です。詳しくは、県高齢福祉課ホームページをご覧ください。	

介護サービス関係 Q&A（平成24年4月 報酬改定・基準等改正 岐阜県版）

H24.3.12 現在

No.	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	備考
106-4-010	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅱにおける機能訓練指導員の資格について、「理学療法士等」には理学療法士以外に看護職員も含まれますか？	個別機能訓練加算において、「理学療法士等」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を指します。	
106-4-011	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅱを算定するためには、個別機能訓練加算Ⅰの算定要件を満たす必要があるのでしょうか。	個別機能訓練加算Ⅰと個別機能訓練加算Ⅱは、それぞれ要件が異なります。それぞれの要件を満たした場合、加算が可能となります。	
106-4-012	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	旧個別機能訓練加算は職務に従事する職員の時間によって算定がⅠかⅡかに分かれていたが、24年度以降の個別機能訓練加算Ⅰでは、職務に従事する職員の体制が基本で、個別機能訓練加算Ⅱでは体制が整い、さらに計画の作成、実施、評価などが加わることで算定できることになっていることから、個別機能訓練加算の算定はⅠ＋Ⅱ＝92点で算定することは可能か。	個別機能訓練加算Ⅰを算定している者であっても、別途個別機能訓練加算Ⅱに係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算Ⅱを算定できますが、この場合にあつては、個別機能訓練加算Ⅰに係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練指導員として従事することはできません。別に個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練指導員配置が必要です。また、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた訓練を実施する必要があります。	
106-4-013	106 通所介護	4 報酬算定	基本報酬	「(予防)通所介護において、同一建物に対する減算」という項目が新設され、送迎分の評価の適正化を行う趣旨であると理解できる。同一建物にない(予防)通所介護事業所の場合、送迎に対する減算がないということは、送迎中時間もサービス提供時間に包括されているという解釈でよいのか。また、送迎中時間が、サービス提供時間に含まれないとの解釈の場合は、送迎時間中の事故その他、突発的事態に対する責任はどこが負うものであるのか。明確な根拠を伴った説明を求める。	(予防)通所介護について、送迎は、基本報酬の中に含まれていますので、これまでどおり、事業者において行ってください。	
106-4-014	106 通所介護	4 報酬算定	基本報酬	介護予防通所介護において、3つの選択的メニューの加算又は生活機能向上グループ加算を実施せず、基本部分だけの利用が可能であるか。(体操、レクリエーション等は今までどおり行う。)	可能です。	
106-4-015	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅰについて、看護職が行う場合、提供時間について看護業務から除外されるとは、それ以外は、看護業務につくことができると理解して良いか。また、その場合は、当該日の看護職の配置基準として認められるか。	個別機能訓練加算Ⅰを算定する場合は、提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等の配置が必要です。また、看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準に定めることはできません。	
106-4-016	106 通所介護	4 報酬算定	基本報酬	平成24年4月からの介護報酬改定で、要支援の基本サービス費の変更はありますか？小規模型通所介護の事業所です。	平成24年4月以降、介護予防通所介護費は次のとおりです。 要支援1 2099単位/月 要支援2 4205単位/月	
106-4-017	106 通所介護	4 報酬算定	同一建物に対する減算	同一敷地内にある建物から通所介護を利用する場合、居住建物と通所介護のある建物は2階の通路でつながっている場合減算になるか。(デイサービスは1階にある。)	同一建物と認められる場合は、減算の対象となります。現状に応じて判断することとなりますが、標記の場合、2階の通路でつながっているため、同一建物と考えられます。	
106-4-018	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	現行の個別機能訓練加算Ⅰは、改正後は、通所介護基本部分に包括されることとなりますが、同じ利用料の中で、訓練を実施する方としない方に分かれることとなります。訓練の必要性の判断については何か記録を残す必要があるのでしょうか。	貴事業所において適切に行ってください。	
106-4-019	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算ⅠとⅡの違いを教えてください。この間いただいた説明文では少しわかりにくかったので教えてください。それぞれの必須要件を教えてください。それぞれを算定するときの職員の資格等を教えてください。	厚生労働省資料「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」でご確認ください。 (厚労省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000239zd.html	
106-4-020	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	理学療法士等の等とは、看護職員も入りますか？	看護職員も含まれますが、看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準に定めることはできません。	
106-4-021	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	今までの個別機能訓練加算Ⅰの場合は、ケア記録に記載しておりましたが、記録方法は別の用紙に記載するようなことはあるのでしょうか。	加算を算定する場合、その内容に係る記録は必要です。記録の様式は、標準的なものが厚生労働省から示されましたら、ホームページで御案内しますが、もし、示されなければ、貴事業所において、適切に行ってください。	

介護サービス関係 Q&A（平成24年4月 報酬改定・基準等改正 岐阜県版）

H24.3.12 現在

No.	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	備考
106-4-022	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	今まで個別機能訓練加算Ⅰを算定しておりましたが、廃止届が必要だと言うことですが、届け出様式はどの用紙になるのでしょうか。	平成23年度において個別機能訓練加算Ⅰを算定していた場合は、加算の終了の届出を提出してください。必要な様式は次の2枚です。所管する振興局（事業所の所在地が岐阜市の場合は岐阜市）に御提出ください。 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	
106-4-023	106 通所介護	4 報酬算定	所要時間	サービス提供時間が9時～16時30分を1単位としてサービス提供をする場合に、利用者の希望により、3時間以上5時間未満、5時間以上7時間未満、7時間以上9時間未満の区分が混在することは可能か。	利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合には、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となります。	
106-4-024	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅰには、常勤の理学療法士等の配置とある。個別機能訓練加算Ⅱでは、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等となっているが、常勤でなくて良いのか。	個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練指導員については、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置してください。（非常勤職員可）	
106-4-025	106 通所介護	4 報酬算定	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算ⅠとⅡの両方を、同じ利用者に対して、同一日に算定できるか？	個別機能訓練加算Ⅰを算定している者であっても、別途個別機能訓練加算Ⅱに係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算Ⅱを算定できますが、この場合にあっては、個別機能訓練加算Ⅰに係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練指導員として従事することはできません。別に個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練指導員配置が必要です。また、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた訓練を実施する必要があります。	
106-4-026	106 通所介護	4 報酬算定	同一建物に対する減算	住宅型有料老人ホームから住所は同じ、しかし、建物は別、同一敷地内になるデイサービスに来所される場合、送迎の減算はするべきなのでしょうか。	現状に応じて判断することになりますが、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合、定められた額を減算することになります。ここで言う「同一建物」とは、通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に通所介護がある場合や、当該建物と渡り廊下等でつながっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。	
106-4-027	106 通所介護	4 報酬算定	生活機能向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算の算定要件として、機能訓練指導員等の介護予防通所介護従業者が共同してとあるが、個別機能訓練加算を算定していない事業所において、看護職員が個別機能訓練指導員を兼務して行っている場合に計画を策定して、活動を行ってれば算定できるのか。	可能です。	
108-4-001	108 短期入所生活介護	4 報酬算定	緊急短期入所体制確保加算	「利用定員の5/100に相当する空床を確保」とは、例えば利用定員が20床の短期入所なら必ず1床確保している状態で緊急短期入所受入れ以外に使用してはいけないということでしょうか。	各月毎に平均で利用定員の5/100に相当する空床（緊急利用枠）を確保するということがあり、1日あたりの利用定員の5%に当該月の営業日数を乗じて得た数である。利用定員20人の事業所の場合、20×5%×30日（4月の場合）＝30となり、緊急利用枠として月平均30床を確保する必要があります。	
108-4-002	108 短期入所生活介護	4 報酬算定	緊急短期入所体制確保加算	「利用定員の5/100に相当する空床を確保」とは、予定段階にて常に確保する必要があるのか、あるいは、95%未満の利用率であれば算定できるのか。	算定期間において、緊急利用枠を常に確保しておく必要があり、95%以下の利用率であれば算定できるわけではありません。	
108-4-003	108 短期入所生活介護	4 報酬算定	緊急短期入所体制確保加算	緊急利用枠は居室を固定しなくてもよいのか。	緊急利用枠は算定期間を通じて固定する必要はないですが、連続する日数分について同一ベッドを確保する必要があります。例えば緊急利用枠が30床の場合は、連続する30日間、同一ベッドを緊急利用枠とする必要があります。	
108-4-004	108 短期入所生活介護	4 報酬算定	緊急短期入所受入加算	家族の疾病等やむを得ない事情は、介護等の記録に残せば根拠となるのか。	緊急利用をした者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておく必要があります。	
108-4-005	108 短期入所生活介護	4 報酬算定	緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていないこととありますが、これは月初めの提供表に予定されていない急な事情（例えば、当該日の数日前にやむを得ない事情が発生した場合）による利用は認められると解釈してよろしいか。	お見込みのとおり	
108-4-006	108 短期入所生活介護	4 報酬算定	短期入所生活介護費	「短期入所生活介護費」の単価の改定について、先の集団指導に資料には添えられていなかったが、全国課長会議の資料には添えられてあったため、改定されるものと解釈してよろしいか。	お見込みのとおり	

介護サービス関係 Q&A（平成24年4月 報酬改定・基準等改正 岐阜県版）

H24.3.12 現在

No.	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	備考
110-4-001	110 特定施設入居者生活介護	4 報酬算定	短期利用特定施設入居者生活介護費	費用の徴収について家賃相当の管理費、食費、事務費に関して日割り徴収は可能か。	費用の徴収については、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用の範囲内において徴収は可能ですが、あらかじめ、入居者または家族に対し説明、同意を得ておく必要があります。日割り徴収については可能です。	
110-4-002	110 特定施設入居者生活介護	4 報酬算定	短期利用特定施設入居者生活介護費	光熱水費、日用品費、教養娯楽費、貴重品管理費、おやつ代について徴収は可能か。	費用の徴収については、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用の範囲内において徴収は可能ですが、あらかじめ、入居者または家族に対し説明、同意を得ておく必要があります。	
110-4-003	110 特定施設入居者生活介護	4 報酬算定	短期利用特定施設入居者生活介護費	利用期間にあたっては、30日以内の利用期間とあるが、一度利用したら翌月以降は短期利用できないのか？	1回の利用については30日以内の期間である必要がありますが、利用回数を制限するものではありません。	
201-4-101	201 居宅介護支援	4 報酬算定	特定事業所加算(Ⅱ)	(6)「計画的な研修の実施」とは、どのようなことを行う必要があるか。	事業所の介護支援専門員全員について、研修計画の策定したうえで研修を実施し、研修実施状況の確認を行う必要があります。 なお、研修計画書の様式は定めがありませんので、事業所ごとに作成してください。 ○研修計画の策定 研修計画において、次の事項を定める必要があります。 ・介護支援専門員の資質向上のための研修体系 ・当該研修実施のための勤務体制の確保 ・介護支援専門員ごとの個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等 毎年度少なくとも年度が始まる3月前までに次年度の計画を定めなければなりません。 (年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに策定すればよいとされています。) ○研修実施状況の確認 管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければなりません。	
201-4-102	201 居宅介護支援	4 報酬算定	特定事業所加算(Ⅱ)	(6) 研修の実施方法について ① 計画的な研修とは、事業所内で実施する研修に限られるか。外部研修への参加についても対象となるか。 ② 事業所内のカンファレンスとして、ケース検討会等を実施している場合、計画的な研修に該当するか。	① 研修計画に位置づけられた研修であれば、事業所内で実施する研修だけでなく、外部研修の受講も対象となります。 ② 研修計画に位置づけられた研修であれば、該当します。 なお、算定要件「(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」において、ケース検討を行っている場合は、該当しません。	
201-4-103	201 居宅介護支援	4 報酬算定	特定事業所加算(Ⅱ)	(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していることを示す書類として、どのような書類を提出すればよいか。	平成24年4月から加算を算定する場合は、平成24年度の研修計画を提出してください。	
201-4-104	201 居宅介護支援	4 報酬算定	特定事業所加算(Ⅱ)	(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備していることを示す書類として、どのような書類を提出すればよいか。	次の項目について、具体的に記載した書類を提出してください(任意様式)。 ・受付体制(連絡先、担当者名) ・対応体制(事業所内の体制、関係機関との連携) ・対応手順 ・その他参考事項(受付・対応記録様式の添付 等)	
201-4-105	201 居宅介護支援	4 報酬算定	特定事業所加算(Ⅱ)	(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合は、当該ケースを常に受け入れなければならないか。	加算を算定するためには、常に受け入れ可能な体制を整備する必要があります。 「正当な理由」に該当する場合(当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合等)を除き、指定居宅支援事業者はサービス提供を拒否することはできません。	
301-4-001	301 介護福祉施設	4 報酬算定	日常生活継続支援加算	「たんの吸引等が必要な利用者について」は、医師の指示書など証明となる書類が必要か。また、経管栄養及び経鼻経管栄養でなくても、たんの吸引が必要な利用者は対象となるのか。	当該加算の算定にあたっての届出においては添付を必要とはしないが、処置の記録として医師の指示書等の処置の記録を残しておく必要があります。 また、「たんの吸引等が必要な利用者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる「口腔内の喀痰吸引」「鼻腔内の喀痰吸引」「気管カニューレ内部の喀痰吸引」「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」「経鼻経管栄養」の行為のうち、いずれかを必要とする利用者であれば要件を満たすことになります。	

介護サービス関係 Q&A（平成24年4月 報酬改定・基準等改正 岐阜県版）

H24.3.12 現在

No.	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	備考
301-4-002	301 介護老人福祉施設	4 報酬算定	口腔機能維持管理加算	当該加算の対象となる利用者は、歯科衛生士により口腔ケアを月4回以上行われた者のみとなるのか、直接ケアを受けていなくても入所者全員が対象となるのか。 また、当該加算は、口腔機能維持管理体制加算に上乗せで算定できるものと考えてよいのか。	当該加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月4回以上実施した入所者のみに算定できます。 また、当該加算の算定にあたっては、口腔機能維持管理体制加算を算定していなければなりません。	
301-4-003	301 介護老人福祉施設	4 報酬算定	口腔機能維持管理加算	「歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上」とあるが、この4回というのは同一入所者ではなくてもよいのか。	当該加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月4回以上実施した入所者のみに算定できます。	
301-4-004	301 介護老人福祉施設	4 報酬算定	口腔機能維持管理加算	訪問する歯科衛生士は、同一人物でなくてもよいのか。	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士であれば、必ずしも同一人物である必要はありません。	
301-4-005	301 介護老人福祉施設	4 報酬算定	口腔機能維持管理加算	毎月4回以上は必ず口腔ケアを受けている状態が継続していたが、ある月に4回を満たさなかった場合、当該月は算定できないのか。	お見込みのとおり	
301-4-006	301 介護老人福祉施設	4 報酬算定	口腔機能維持管理加算	算定要件を満たしていれば、入所者全員に対して算定は可能か。	当該加算は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月4回以上実施した入所者のみに算定できます。	
302-4-001	302 介護老人保健施設	4 報酬算定	介護保険施設サービス費 I (ii)(iv)	当該サービス費の算定要件にあります平均在所日数とは、具体的にいつ現在を指すのでしょうか。例えば4月1日から算定する場合は、4月1日現在の平均在所日数となるのでしょうか。	平均在所日数については、直近3月間の数値を用いて、以下の式により計算します。 【当該施設における直近3月間の入所者延日数】÷（【当該施設における当該3月間の新規入所者数】+【当該施設における当該3月間の新規退所者数】）÷2 ※入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所または死亡した者を含む。 ※新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数であり、当該3カ月以前から当該施設に入所していた者は含まない。ただし、当該施設を退所した後、再入所した者は、新規入所者として取り扱う。 ※新規退所者数とは、当該3月間に当該施設から退所した者の数であり、当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者を含む。	
302-4-002	302 介護老人保健施設	4 報酬算定	介護保険施設サービス費 I (ii)(iv)	算定要件の対象となる「前6月」とは「9月から2月」なのか「10月から3月」なのか。提出期限が月の初日であるため、「9月から2月」でないと無理があるのではないのか。 また、退所者の総数は、今回の要件にて求めるのか。具体的には死亡者は総数には含めないことでのよいのか。 平均在所日数とはどの時点のカウントすればよいのか。	当該サービス費の算定にあたり、4月からの算定の場合、前6月は「10月から3月」となります。 また、当該期間の退所者の総数には当該施設内での死亡者数は含まれません。 平均在所日数については、直近3月間の数値を用いて、以下の式により計算します。 【当該施設における直近3月間の入所者延日数】÷（【当該施設における当該3月間の新規入所者数】+【当該施設における当該3月間の新規退所者数】）÷2 ※入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所または死亡した者を含む。 ※新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数であり、当該3カ月以前から当該施設に入所していた者は含まない。ただし、当該施設を退所した後、再入所した者は、新規入所者として取り扱う。 ※新規退所者数とは、当該3月間に当該施設から退所した者の数であり、当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者を含む。	
302-4-003	302 介護老人保健施設	4 報酬算定	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	平均在所日数の計算方法は？	平均在所日数については、直近3月間の数値を用いて、以下の式により計算します。 【当該施設における直近3月間の入所者延日数】÷（【当該施設における当該3月間の新規入所者数】+【当該施設における当該3月間の新規退所者数】）÷2 ※入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所または死亡した者を含む。 ※新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数であり、当該3カ月以前から当該施設に入所していた者は含まない。ただし、当該施設を退所した後、再入所した者は、新規入所者として取り扱う。 ※新規退所者数とは、当該3月間に当該施設から退所した者の数であり、当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者を含む。	
302-4-004	302 介護老人保健施設	4 報酬算定	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	在宅とは「老健・特養・介護療養型施設」の3施設以外と施設と考えられるが、具体的にはどのようなものが該当するのか？	当該加算における「在宅」とは、自宅及びその他自宅に類する住まいである有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等を含みます。	
302-4-005	302 介護老人保健施設	4 報酬算定	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	地域密着型特養は在宅に該当しないと考えるがどうか。	当該加算における「在宅」とは、自宅及びその他自宅に類する住まいである有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等を含みます。	